

《医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される方へ》

仙台市特別支援保育事業

プラス支援保育の利用に関するご案内 【医療的ケア】



申込み

受付窓口	○第1希望の保育施設等を所管する区の窓口 青葉区役所 保育給付課 保育係 TEL022-225-7211 (代) 宮城野区役所 保育給付課 保育係 TEL022-291-2111 (代) 若林区役所 保育給付課 保育係 TEL022-282-1111 (代) 太白区役所 保育給付課 保育係 TEL022-247-1111 (代) 泉区役所 保育給付課 保育係 TEL022-372-3111 (代) 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係 TEL022-392-2111 (代)
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時00分
申込方法	受付窓口にて提出書類をご持参ください *詳しくはリーフレットのP3をご覧ください。

◎医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望する方

仙台市では、特別支援保育（プラス支援保育）を実施しています。詳しい内容については、P2 をご参照ください。

医療的ケアを必要とするお子さんの利用についても、通常の保育と同様に、保護者の就労等の理由により、ご家庭での保育を行うことができないと認められる場合に申込が可能となりますが、実施体制上、ご利用時間等が制限される場合がありますので、ご了承いただいた上での申込をお願いします。

1.（医療的ケアの）対象となるお子さんについて

医療的ケア（※）を必要とするお子さんを集団保育の中で安全にお預かりするため、次の要件を全て満たす場合を対象とします。

※経管栄養、導尿、インシュリン投与、血糖値測定、喀痰吸引等が審議対象となりますが、審議の結果、ご希望に添えない場合もあります。（審議については、P3 をご覧ください）

※人工肛門（ストーマ）の管理は、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合、医療的ケアの対象となります。主治医にご確認ください。

<年齢>

入所希望月の1日時点で生後5か月以上であること（ただし、喀痰吸引を必要とする場合は、原則として3歳児クラス以上の月齢であること）

<お子さんの状態>

ア 同年齢のクラスで、一定程度、集団での活動を行うことができること

イ 主治医が、保育施設等での集団生活が可能と判断していること

ウ 主治医が、保育施設等での医療的ケアが必要と判断していること

エ 保育施設等の利用中に、医療器具の破損や故障、身体からの離脱等の事故が生じた場合において、生命の危険を生じないこと（病院への救急搬送までに体調の急変等が起こらないこと）

オ 保育施設等の利用中に、常時の医療的観察がなくても、生命の危険を生じないこと

カ 発達の遅れ等により、保育施設等で行う医療的ケアを妨げないこと

キ 苦痛を感じたとき、困ったと感じたときは、その旨をお子さん自身が言葉や動作で大人に発信できること（喀痰吸引を必要とする場合）



2. 医療的ケアが必要なお子さんの受入れ実施保育施設等（R6.4 現在）

公立（4）：旭ヶ丘保育所、萩野町保育所、根岸保育所、上野山保育所

私立（7）：認定こども園みどりの森、認定こども園やかまし村、落合はぐくみこども園、

鶴ヶ谷はぐくみ保育園、鶴が丘マミーこども園、ピースフル保育園

西多賀チェリーこども園（3歳未満児に限る）

※施設により、対応可能な医療的ケアが異なることがあります。詳しくはお問い合わせください。



3. 受入れ可能時間

看護師が勤務する時間（公立の場合 9：30～16：15）以外は、保育施設等の職員が医療的ケアを行うことはできませんので、必要とするケアの頻度、内容等によっては、それ以外の時間帯のご利用はできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

特別支援保育（プラス支援保育）を希望する皆様へ

仙台市では、保育が必要な心身の障害のあるお子さんや医療的ケアを必要とするお子さん、行動面等で配慮が必要なお子さんなど、保育の提供にあたって一定の特別な支援が必要なお子さんが、保育施設等で他の子どもたちとの生活を通して共に成長できるよう、特別支援保育（プラス支援保育）を実施しています。

1. 対象となるお子さん

- 障害のあるお子さん
- 医療的ケアが必要なお子さん
 - *詳しくはP1「医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望する方」をご覧ください
- その他、特別な支援が必要なお子さん



<年齢>

※保育施設等において保育が可能な入所希望月の1日時点で生後5か月以上のお子さん
(医療的ケアが必要なお子さんについては、ケア内容によって年齢制限があります)

2. 特別支援保育（プラス支援保育）の適否について（医療的ケア共通）

※すべてのお子さんが保育施設等での保育が可能とは限りません

特別支援保育の適否については、保護者の申込書、各関係機関からの意見、保育施設等での体験保育の記録をもとに、お子さんの心身の状態や、必要とされるケアの頻度、常時観察の必要性や全面介助の有無、安全面や発達の遅れの程度等を踏まえ、医師、学識経験者、保育関係者等で構成する仙台市特別支援保育審議委員会で審議し、決定します。

3. 受入れ実施施設等

認可保育施設等で実施しています。(受け入れ枠については、各施設により状況が異なります。)

【居宅訪問型保育事業について】

令和5年度より、障害や疾病の程度を勘案し、集団保育が著しく困難と判断されるお子さんを対象に、保護者の自宅において、1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業を実施しています。

特別支援保育に申し込んだものの、障害や疾病の程度を勘案して、集団保育が難しいと判断されたお子さんについても、居宅訪問型保育事業の利用申込書の提出が可能です。

詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。

居宅訪問型保育事業ホームページ⇒





○ 入所までの流れ (4月1日入所)

- ① 区役所に相談 (第1希望の保育施設等が所在する区保育給付課または宮城総合支所保健福祉課)

* 医療的ケアの内容について説明・確認 (受け入れ条件確認)



- ② 申請



<申請関係書類>

・教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書

・お子さんの様子 (特別支援保育適用申請書)

* 医療状況確認書 (医師が記入) * 対応確認票 * 同意書

* は医療的ケアが必要なお子さんの申請に必要な書類

(その他、継続的に通院等しているお子さんについては、提出していただく場合があります)

- ③ アーチル面接・体験保育 (発達相談支援センター)(保育施設等) ・お子さんの心身の状態により、アーチル面接又は医療機関等での診断が必要です。

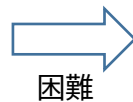
・ 保育施設等で体験保育を行い、集団保育が可能か確認します。

※ 医療的ケアが必要なお子さんの場合

受け入れ要件に適するかについても確認させていただきます。(看護師も同席・面接を行います)



- ④ 集団保育の可否を審議



保育施設等での集団保育は難しいため保育施設等へのご案内はできません。

困難

可能



- ⑤ 利用調整
利用調整結果通知



特別支援保育適用申請に関する結果通知を送付します。

利用調整後、利用調整結果通知 (内定通知) または、利用待機に関する通知を送付します。

内定保育施設等の説明会のご案内を送付します。

※ 障害・疾病の程度を勘案して、集団保育が困難と判断された場合、居宅訪問型保育事業の利用申込書の提出が可能です。

- ⑥ 入所説明会 (3月頃)



内定保育施設等において、説明会を行います。

- ⑦ 入所

一定期間の短時間保育をお願いします。